

## 申請枠区分

緊急枠

## 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	次

申請書SharePoint

## 1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

個別相談を実施しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人居住支援全国ネットワーク

団体代表者 役職・氏名

代表理事 芝田 淳

分類

法人番号

3340005008794

団体コード

申請団体の住所

鹿児島県鹿児島市下荒田4丁目30番5号 プレジデント下荒田403号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

岡山県岡山市北区広瀬町2-11

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請をい  
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書

必須入力セル 任意入力セル  
申請時入力不要

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

【2025年度緊急枠】

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	能登半島地震の被災者が地域に生き残る力を育む居住支援事業		
	事業名（副）	能登半島地震で分断されたコミュニティの再生と、住まい・しごと・くらしの一体的な復興支援に向けて		
	団体名	一般社団法人居住支援全国ネットワーク	コンソーシアムの有無	なし
実行団体団体	事業名（主）			
	事業名（副）			
	団体名			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
<input type="radio"/>	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="checkbox"/>	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="checkbox"/>	③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="checkbox"/>	④ その他
<input type="radio"/>	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	④働くことが困難な人への支援
<input type="checkbox"/>	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
<input type="checkbox"/>	⑥女性の経済的自立への支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
<input type="checkbox"/>	⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="checkbox"/>	⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	能登半島地震の被災地の復興支援 被災者の住まいの再建（在宅被災者の撲滅） 被災地のコミュニティ再構築

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

## I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	145/200字
<p>当法人は、適切な住居を確保することやそこの生活を継続していくことに困難を抱えている方々に対して、住居を確保するための入居支援と、そこの生活を継続するための居住生活支援をあわせて提供する居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行うことで、社会の福祉の増進に寄与することを目的としています。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
<p>全国各地で居住支援を提供している17団体と1個人が、居住支援の普及及び発展を目的とする事業を行うとともに、情報交換、交流、相互啓発、研究、調査、啓発活動等を行っている。2023年度には休眠預金活用事業の資金分配団体として、コロナ禍の住宅困窮者支援事業を実施した。現在は資金分配団体として3件の事業を展開し、実行団体による居住支援活動を通して、令和6年能登半島地震の被災地の復興に資する活動をしている。</p>	

## II.事業概要

					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2027/9/30	対象地域	能登半島地震の被災地（石川県）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	あり
事業対象者： （助成で見込む最終受益者） ※資金分配団体入力項目	【実行団体の支援対象者】 ・令和6年能登半島地震被災者において令和8年1月2日以降に仮設住宅から退去しなければならない理由のある被災者 ・罹災証明で一部損壊、準半壊などの判定でお金がなく修繕ができず、劣悪な環境での生活を余儀なくされている方					事業対象者人数 ※資金分配団体 入力項目	主にライフライン途絶を理由に避難している世帯（電気・水道・ガス等のインフラ寸断により避難を余儀なくされている世帯）の89世帯 また一部損壊、準半壊でお金がなく修繕できないということで応急的な修繕を技術系ボランティアにお願いし、このままではどうすることもできない世帯は輪島市で少なくとも20世帯以上	
事業概要	590/600字	<p>本事業は、能登半島地震によって損なわれた地域コミュニティの再生、在宅被災者の支援、そして人口流出の防止を目的とした、公益性の高い取り組みです。地震発生後、多くの住民が広域避難を余儀なくされ、地域のつながりは寸断されました。さらに、ライフラインの途絶によって仮設住宅に入居した世帯の中には、「一部損壊」や「準半壊」と判定されたことで、令和8年1月以降に退去を求められるケースが多数見込まれます。十分な修繕費を確保できず、劣悪な住宅環境での生活を強いられる「在宅被災者」の増加が懸念され、東日本大震災でも同様の課題が行政評価で指摘されたものの、根本的な解決には至っていません。</p> <p>そこで本事業では、単なる住宅再建にとどまらず、過去の災害から学び「住宅施策」から「居住施策」への転換を図り、被災者が安心して地域で暮らし続けられる仕組みづくりを目指します。具体的には、①地域の絆を守るため、地域の被災家屋の相談、調査、賃貸借契約、修繕、被災家屋や空き家の利活用を行う「つながる住まい再生事業」、②地域に根ざした働く場を充実させる「コミュニティワーク創出事業」、③一人ひとりの課題や生活再建支援を行う「伴走型生活再建事業」の3本柱を軸に展開します。また珠洲市などの分散型復興による集落維持の施策や輪島市などの市街地集約の施策などを「居住支援」の視点で発展させ、地域の持続的な再生を目指します。</p>						

### III.事業の背景・課題

(1)社会課題	794/800字
<p>2024年元日に発生した能登半島地震は、甚大な住宅被害とインフラの寸断を引き起こし、多くの住民が避難生活を強いられる事態となりました。特に被災地では、道路や水道、電気などのライフラインの復旧が長期化し、高齢化の進む中山間地域では生活再建の見通しが立たない世帯も少なくありませんでした。住民の多くが県外・市外へと広域避難を余儀なくされ、地元でのコミュニティや近隣との関係性は一時的に断絶されました。</p> <p>こうした中、「一部損壊」や「準半壊」と判定された住居に暮らしていた世帯の中には、被害認定の程度にかかわらず実質的に居住困難なケースも多く発生しています。応急仮設住宅に一時入居したものの、被害区分を理由に令和8年1月以降に退去を迫られる世帯が見込まれ、十分な修繕費を確保できないまま劣悪な環境に戻らざるを得ない「在宅被災者」が深刻な課題として浮上しています。このような課題は東日本大震災でも長期化しており、総務省行政評価局からも支援のあり方が問われてきましたが、十分な制度的対応はなされていません。</p> <p>このような背景のもと、本事業は単なる住宅再建にとどまらず、被災者が地域に留まり、安心して暮らし続けられるような「居住施策」への転換を掲げています。住まいの修繕と利活用、地域での働く機会の創出、個別支援の仕組みを三本柱に、地元根ざした再生のモデルを築くことが求められています。また、珠洲市では分散型復興を通じた集落維持、輪島市では市街地集約による拠点形成など、地域の特性に応じた柔軟な支援が不可欠です。持続可能な復興には、住まい・しごと・くらしの連動した支援が必要とされており、本事業はその先駆的な実践となることを目指しています。</p> <p>※本事業の「在宅被災者」は「一部損壊」「準半壊」の判定で支援制度が使えず、資金難で修繕できない人を中心に記載。ただ被災地ではこれ以外にも様々なケースがあります。</p>	
(2)緊急枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目	168/200字
<p>能登半島地震では、多くの住民が広域避難を強いられ、地域のつながりが断絶されました。「一部損壊」や「準半壊」と判定された世帯でも住めない住宅が多数存在し、仮設住宅退去後に劣悪な環境へ戻る「在宅被災者」の増加が懸念されています。このままでは孤立や健康被害、地域の空洞化が加速するおそれがあり、早急な居住支援と地域再建の体制構築が不可欠です。</p>	

### IV.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
劣悪な住環境に暮らす「在宅被災者」の住環境が改善される			<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅被災者がいない状態</li> <li>地域コミュニティのなかで住民が健康で文化的な生活ができる状態</li> <li>震災前と比較しても住民の結びつきが強くなっている状態</li> <li>在宅被災者の住宅修繕：10戸以上</li> <li>地域コミュニティ維持のための空き家再生利活用：1～2件</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域支え合いセンター支援員による在宅被災者、健康で文化的な生活、住民の結びつきが弱いなどのヒヤリング調査</li> <li>工事完了報告書</li> <li>施工写真/現場チェック</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅被災者：0人</li> <li>地域コミュニティのなかで住民が健康で文化的な生活ができていない人：0人</li> <li>震災前と比較して住民の結びつきが弱くなったという人：0人</li> <li>住宅修繕40戸以上</li> <li>空き家再生利活用4～8件</li> </ul>		2027年8月	
過去の災害に学ぶ、地域特性に応じた復興・支援モデルが形成される			<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体との事業に関する打ち合わせ回数：10回以上</li> <li>過去の災害に学ぶ研修等の実施回数：4回以上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体との打ち合わせ議事録</li> <li>参加者アンケート</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体との事業に関する打ち合わせ回数：40回以上</li> <li>過去の災害に学研修等の実施回数：16回以上</li> </ul>		2027年8月	

一部損壊等で支援を受けられなかった層にも居住支援体制が届く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援窓口設置：1～2ヶ所以上</li> <li>・配置支援員数：1～2人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数：年間100件以上</li> <li>・相談記録簿</li> <li>・支援員勤務簿</li> <li>・月次報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援窓口：4～8件以上</li> <li>・支援窓口相談者人数：延べ300人以上</li> </ul>	2027年8月
被災者の孤立が防止され、生活再建に向けた個別支援が進む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が震災前と同等程度の生活ができている状態</li> <li>・震災前と比較しても住民の結びつきが強くなり、物々交換（共助）が戻ってきている状態</li> <li>・訪問・同行支援：75件以上</li> <li>・支援完了世帯：25件以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援記録台帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問・同行支援記録：300世帯</li> <li>・支援完了世帯：100世帯以上</li> </ul>	2027年8月
地元で「働く場」や「役割」が生まれ、自立の土台が整う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ひとりひとりが生きがいをもって地域で仕事や役割を果たしている状態</li> <li>・稼働年齢層が安心して被災地で働ける状態</li> <li>・被災者の雇用された人数：5人以上</li> <li>・就労等のイベント開催（地元企業体験実習含む）：4回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支え合いセンター支援員への被災者の状況を聞くヒヤリング調査</li> <li>・就労実績報告</li> <li>・就労等のイベント参加記録、参加者アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が生きがいをもって地域で仕事や役割を果たしていないという人：0人</li> <li>・雇用人数20人以上</li> <li>・就労等のイベント16回以上</li> </ul>	2027年8月

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体入力100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
在宅被災者、自宅（被災前の居住地）で生活再建する被災者、地域集落の人たちと新たな場所で生活再建する被災者につながる住まい再生事業（住環境の改善、居住支援相談体制の拡充、地域特性に応じた対応）ができている状態		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体が支援した地域コミュニティ等への分配団体によるヒヤリングでの満足度：80%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体が支援した地域コミュニティ等への分配団体によるヒヤリング調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体の支援満足度：80%以上</li> </ul>	2027年8月
被災地で生活再建を検討している被災者に伴走型生活再建支援事業（個別の生活再建支援）ができている状態		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体が支援した地域コミュニティ等への分配団体によるヒヤリングでの満足度：80%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体が支援した地域コミュニティ等への分配団体によるヒヤリング調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体の支援満足度：80%以上</li> </ul>	2027年8月
現在、就労しておらず就労を希望する被災者、地域で何等かの役割を担いたいと希望する被災者、被災地で事業を営む雇用主に対し、コミュニティワーク創出事業（就労役割の創出）ができている状態		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体が支援した地域コミュニティ等への分配団体によるヒヤリングでの満足度：80%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体が支援した地域コミュニティ等への分配団体によるヒヤリング調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体の支援満足度：80%以上</li> </ul>	2027年8月

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配団体00字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
実行団体同士がネットワークを構築し、相乗効果が得られる様な意見交換会の開催並びに活動地域の行政機関や地域支え合いセンター、被災者支援センターなどとの連携体制を構築のコーディネート支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体意見交換会：2回</li> <li>・行政機関や地域支え合いセンター、被災者支援センターとのつなぎ：随時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体との定例会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体意見交換会：2回以上</li> </ul>	2027年8月
災害ケースマネジメントに即した事業展開がなされるための研修事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体や住民向けの分配団体からの研修事業：1回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体との定例会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体や住民向けの分配団体からの研修事業：1回以上</li> </ul>	2027年8月
居住支援の専門家等によるノウハウの提供や大規模災害への対応能力と意識向上のための伴走支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣：随時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体との定例会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体からの積極的な相談を断わらない件数：0件</li> </ul>	2027年8月

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期
実行団体が在宅被災者、自宅（被災前の居住地）で生活再建する被災者、地域集落の人たちと新たな場所で生活再建する被災者につながる住まい再生事業（住環境の改善、居住支援相談体制の拡充、地域特性に応じた対応）ができている状態にするための伴走支援と資金提供を行う。	契約後から2027年8月 127/200字
実行団体が被災地で生活再建を検討している被災者に伴走型生活再建支援事業（個別の生活再建支援）ができている状態にするための伴走支援と資金提供を行う。	契約後から2027年8月 73/200字
実行団体が居住支援の専門家等によるノウハウの提供や大規模災害への対応能力と意識向上につながるための伴走支援や資金提供を行う。	契約後から2027年8月 62/200字

(3)-2活動：非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期
活動地域の県庁や市町村の福祉部局、住宅部局、復興関係部局、社会福祉協議会、地域支え合いセンター、石川県生活再建支援アドバイザーなどとの連携体制を構築するためのコーディネート支援。	契約後から2027年8月 89/200字
災害ケースマネジメントに即した相談支援がなされるためのノウハウの提供、及びそれに関わる土業とのマッチング、専門家活用アドバイスなど。	契約後から2027年8月 67/200字
居住支援の専門家によるノウハウの提供や大規模災害への対応能力と意識向上のための伴走支援。	契約後から2027年8月 44/200字

実行団体同士の連携と協力関係のコーディネート支援、及び居住支援全国ネットワークの構成団体との意見交換等によるシナジー効果の創出。	契約後から2027年8月	64/200字
月次ミーティングによる進捗確認と事業がスムーズに展開されるための伴走支援。	契約後から2027年8月	37/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	4団体
(2)1実行団体当たり助成金額	1.5億円（建物の修繕・改修・新築を含む）
(3)案件発掘の工夫	能登半島地震をすでに支援している団体ならびに能登半島地震の被災地（石川県内）で活動を展開したいと考える団体 すでに様々なネットワークがあるので発掘する必要はないと考えています。
(4)予定する審査方法（審査スケジュール、審査構成、留意点等）	災害関係学識経験者・福祉学識経験者・災害対応現地実践者らを審査委員とし、第三者機関である助成審査委員会を設置します。一次審査では書類審査を行い、二次審査では面談による選考を行い、資金提供契約後、可及的迅速かつ確に当事業の目的を達成できる実行団体を選出します。審査時期は2026年6月頃を予定。

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成と各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制・・・内部7名、外部2名</li> <li>・マネジメント体制・・・代表理事 1名（責任者）、担当理事 3名（事業企画・PO統括・会計統括・連絡調整）</li> <li>・経理体制・・・経理担当1名</li> <li>・PO体制・・・PO主担 1名（正職員）、PO副担 1名（正職員）、PO補助 1～3名（業務委託）</li> <li>・事業アドバイザー兼プログラムディレクター 1名（業務委託）</li> <li>・事業実施及び伴走支援を支援いただく専門職（災害関係学識経験者・居住支援学識経験者・災害時居住支援実践者・建築士・税理士・弁護士ほか）</li> </ul> <p>※POは、休眠預金のプログラムオフィサー経験者で知見を有する者を想定。 ※POは、法人事務局員との兼務想定。本事業50%、その他50%ほどを想定。</p>
(2)他団体との連携体制	被災地における県庁および市町村の福祉部局、住宅部局、危機管理部局のほか、社会福祉協議会や地域支え合いセンター、石川県生活再建支援アドバイザー事業者と連携して、被災地のニーズに合った活動を展開できるよう連携した体制を構築します。また、各地域の居住支援協議会、弁護士会や各士業グループ、被災者に対する相談支援や福祉的支援を行っている団体に協力要請を行う予定です。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	整備済みのガバナンス・コンプライアンスに関する規定類を遵守し、不正行為、利益相反等を適切に管理する。

VII.関連する主な実績

<b>(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無</b>			
<b>①緊急枠</b>			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	あり	ありの場合 その詳細	
<b>②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」（厚生労働省の生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業） ⇒全国6団体に対して総額19,451,000円の助成金を交付</li> <li>・2022年度「コロナ禍の住宅困窮者支援事業2」（休眠預金事業2022年度 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠） ※パブリックリソース財団とコンソーシアムで分配</li> <li>・2024年度「令和6年能登半島地震被災者を対象とする居住支援事業」（休眠預金事業2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠） ※現在進行中</li> <li>・2024年度「災害に備えた住宅確保要配慮者に対する居住支援事業」（休眠預金事業2024年度通常枠） ※現在進行中</li> <li>・2025年度「令和6年能登半島地震の被災地への住民帰還対策緊急プロジェクト」（休眠預金事業2025年度緊急枠） ※現在進行中</li> </ul>			
<b>②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目</b>	なし	<b>②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目</b>	
<b>(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目</b>			
<p>2021～2022年度 「居住支援の発展に必要な政策や制度を実現する全国実践事業」 福祉医療機構</p> <p>2021年度 「日常生活支援住居施設における個別支援計画の策定状況に関する調査事業」 厚生労働省 社会福祉推進事業</p> <p>2021年度 「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」 厚生労働省 民間団体活動助成事業</p> <p>2020年度 「日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び職員養成研修の在り方に関する調査研究事業」 厚生労働省 社会福祉推進事業</p> <p>2019～2020年度 「質の高い居住支援のあり方と人材育成に関する調査研究事業」 赤い羽根福祉基金 など</p>			

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度緊急枠
事業期間	2026/03/01 ~ 2027/09/30	
資金分配団体	事業名	能登半島地震の被災者が地域に住み続ける力を育む居住支援事業
	団体名	一般社団法人居住支援全国ネットワーク

	合計
事業費	651,660,800
実行団体への助成	600,000,000
管理的経費	51,660,800
プログラムオフィサー関連経費	7,605,000
合計	659,265,800

資金計画書資料 ①調達の概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	602,165,305	49,495,495	651,660,800
実行団体への助成	600,000,000	0	600,000,000
-			
管理的経費	2,165,305	49,495,495	51,660,800

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金）

[円]

	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	325,000	7,280,000	7,605,000
プログラム・オフィサー人件費等	225,000	4,050,000	4,275,000
その他経費	100,000	3,230,000	3,330,000

3. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+C)	602,490,305	56,775,495	659,265,800

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	居住支援全国ネットワーク		
郵便番号	890-0056		
都道府県	鹿児島県		
市区町村	鹿児島市		
番地等	下荒田4丁目30番5号 プレジデント下荒田403号		
電話番号	080-3491-7659		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://kyojushien.net/">https://kyojushien.net/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2017/02/18		
法人格取得年月日	2017/11/28		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	シバタ ジュン
	氏名	芝田 淳
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	2
無給 [人]	2
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	17
団体会員数 [団体数]	17
団体会員数 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	1
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	1
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	2
申請前年度の助成総額 [円]	13,631,055
助成した事業の実績内容	2021年度「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」（厚生労働省の生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業）6団体に分配

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	「居住支援の発展に必要な政策や制度を実現する全国実践事業」WAM 「コロナ禍と孤立を乗り越える居住支援事業」厚生労働省 「質の高い居住支援のあり方と人材育成に関する調査研究事業」赤い羽根福祉基金など



## 規程類確認書

申請団体名	一般社団法人居住支援全国ネットワーク
申請事業名	能登半島地震の被災者が地域に住み続ける力を育む居住支援事業

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 <small>※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください</small>		URL: <a href="https://kyojushien.net/about/rules">https://kyojushien.net/about/rules</a>
No.	規程類の名称 <small>※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください</small>	備考 <small>※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください</small>
1	倫理規程	
2	会員に関する規程	
3	社員総会運営規程	
4	理事会運営規則	
5	役員の報酬及び費用に関する規程	
6	役員等への謝金の支払に関する規則	
7	理事の職務権限規程	
8	監事監査規程	
9	事務局規程	
10	情報公開規程	
11	リスク管理規程	
12	公益通報者保護に関する規程	
13	コンプライアンス規程	
14	経理規程	
15	金銭出納規程	
16	文書管理規程	
17	利益相反管理規程	
18	給与規程	
19	謝金規程	
20		

# 一般社団法人居住支援全国ネットワーク定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人居住支援全国ネットワークと称する。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、適切な住居を確保することやそこでの生活を継続していくことに困難を抱えている方々に対して、住居を確保するための入居支援と、そこでの生活を継続するための居住生活支援をあわせて提供する居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行い、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 居住支援の普及及び発展を目的とする活動
- (2) 居住支援団体間の情報交換、交流及び相互啓発等の促進
- (3) 居住支援に関する研究及び調査
- (4) 居住支援に関する啓発
- (5) 一般的な独立した住居における生活が困難な方々に対して提供される一定の支援・サービス等をともなう住居（サービス付き高齢者向け住宅や障害者向けのグループホームを含む、支援付き住居）の提供に関する研究及び調査
- (6) 身寄り問題（身寄りがない人または家族による支援が受けられない人が社会的に孤立し居住・医療・介護等の社会サービスから排除されるという社会問題）の解決を目的とする活動

## (公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

### (入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した居住支援を行う団体又は個人を社員とする。

2 団体が社員となるには、当法人の社員である2つ以上の団体からの推薦を受けたうえで当法人所定の様式による申込みをし、理事会の定めるところにより、代表理事の承認を得るものとする。

3 個人が社員となるには、理事会の定めるところにより、代表理事の承認を得るものとする。

### (経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 社員からの求めがあった場合、その財政状況を勘案し、理事会の決議により入会金及び会費を減免することができる。

### (社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

(6) 反社会勢力との関連が判明したとき。

#### (退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。

ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

#### (除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

#### (社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第3章 社員総会

#### (社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

#### (社員総会の権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 社員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、社員総会で決議するものとして、法令又は定款で定められた事項

### **(開催地)**

第 14 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

ただし、理事会の決定により他の地で開催することができる。

### **(招集)**

第 15 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

### **(決議の方法)**

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

### **(議決権)**

第 17 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

### **(議長)**

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

### **(議事録)**

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議

長及び議事録の作成に係る職務を行った理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

2 議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員等

### (員数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、代表理事を1名、事務局長理事を1名、事務局次長理事を1名以上とする。

3 理事会の決定により、本会の趣旨に賛同し協力する研究者・有識者・居住支援実践者等を顧問として、若干名選任することができる。

### (選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事会は、代表理事、事務局長理事、事務局次長理事を選任する。

### (任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

5 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、

新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

#### **(代表理事等の職務権限)**

第 23 条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

3 代表理事及び理事は、毎事業年度ごとに 6 か月に 1 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

#### **(監事の職務権限)**

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### **(役員報酬等)**

第 25 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

#### **(取引の制限)**

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## **第 5 章 理事会**

#### **(構成)**

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

#### (招集)

第 29 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

#### (理事会規則)

第 32 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 解 散

#### (解散の事由)

第 33 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議。
- (2) 存続期間の満了。

- (3) 法人の合併。
- (4) 社員が欠けたとき。
- (5) 法人の破産手続開始決定。
- (6) 解散を命ずる裁判。

#### **(残余財産の処分)**

第 33 条の 2 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## **第 7 章 計 算**

#### **(事業年度)**

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの年 1 期とする。

#### **(事業計画及び収支予算)**

第 35 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### **(事業報告及び決算)**

第 36 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### **(剰余金の非分配)**

第36条の2 この法人は剰余金の分配は行わない。

## **第8章 附 則**

#### **(最初の事業年度)**

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年12月31日までとする。

#### **(設立時の役員)**

第38条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	井上雅雄
設立時理事	芝田淳
設立時理事	立岡学
設立時理事	坂下美渉
設立時理事	滝脇憲
設立時理事	入江博孝

設立時理事	森松長生
設立時理事	中尾哲郎
設立時理事	岡田太造
設立時理事	石川久仁子
設立時理事	鶴田啓洋
設立時監事	永井一郎

**(設立時代表理事)**

第 39 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事 井上雅雄

**(設立時社員の名称及び住所)**

第 40 条 当法人の設立時の社員の名称及び住所は、次のとおりである。

████████████████████████████████████████████████████████████████████████████████  
特定非営利活動法人ワンファミリー仙台

████████████████████████████████████████████████████████████████████████████████  
一般社団法人パーソナルサポートセンター

**(法令の準拠)**

第 41 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上